

児童手当の制度改正に関するよくある質問です。随時更新します。

NO	質問	回答
1	高校生年代、大学生年代のこどもは、いつ生まれたこどもが該当しますか。	令和6年度は、高校生年代は「平成18年4月2日から平成21年4月1日までに出生した方」です。大学生年代は「平成14年4月2日から平成18年4月1日までに出生した方」が該当になります。
2	所得制限のため特例給付を受給していません。所得制限の廃止に伴い、何か手続きは必要ですか。	特例給付を受給中の現受給者で、児童の養育状況に変わりがなければ手続きは不要です。なお、手当額が令和6年10月分から増額され、10月・11月分を12月10日に支給する予定です。
3	所得制限が撤廃されているのであれば、受給者は父母のどちらでもいいのでしょうか。	制度改正後も、原則として所得の高い方（生計を維持する程度の高い方）が申請者（受給者）となります。これは、父母等が別居している場合など、父母等のどちらを受給者とするかを明確にするためのものです。ただし、「離婚を前提として児童とともに配偶者と別居している場合」、「DV等により配偶者から避難している場合」等、特別な事情がある場合には、配偶者の所得に関わりなく受給できる場合がありますので、こども課までご相談ください。
4	高校生のこどもを1人養育していますが、令和6年10月に児童手当が支給されますか。	制度改正は令和6年10月からですが、10月分の手当が支給されるのは令和6年12月です。制度改正に伴うお手続きの書類を郵送していますので、令和6年11月15日までに提出頂ければ、令和6年12月10日に支給となります。
5	大学生年代のこどものみを養育していません。児童手当の支給対象になりますか。	大学生年代の方は、3人以上のこどもを養育している場合に「多子加算の算定対象」となりますが、児童手当の支給対象とはなりません。
6	多子加算（こどもの数のカウント）とはどのようなものですか。	「多子加算」とは、年齢が上の児童から順に数えて3番目の児童から手当額が増額されることです。制度改正前は、「こどもの数のカウント」は「高校生年代までの児童」を対象としていましたが、制度改正後は、経済的な負担等がある場合には、「大学生年代までの方」をカウント対象とすることになりました。
7	高校生年代のこどものみを養育していますが、令和6年10月に須賀川市外へ転出予定しています。須賀川市と転出先の市町村とどちらで申請したらいいのでしょうか。	10月分は須賀川市から、11月以降の分は転出先の市町村からの支給となります。このため、須賀川市と転出先の市町村の両方での申請が必要となります。
8	高校生年代と中学生のこどもがいます。8月に須賀川市へ転入し児童手当の認定請求をしました。制度改正の手続きはどのようにしたらいいのでしょうか。	中学生以下の児童を養育している方が8月に転入された場合、まず制度改正前の制度による新規認定請求書で高校生年代までの児童全員を含むお手続きをご案内しています。大学生年代の方を養育していない場合は、制度改正に伴う手続きは不要ですが、大学生年代のこどもを養育している場合には、大学生年代の方を含めて計3人以上のこどもを養育している場合に限り、増額を受けることができます。

NO	質問	回答
9	高校生年代のこどもがいますが、就職しています。児童手当の支給対象になりますか。	児童の所得の有無に関わらず、父母等が児童を監護（養育）し、かつ生計を同じくしている場合には支給対象となります。
10	定時制高校4年生のこどもが1人いますが、児童養護施設に入所しています。新規認定請求書を提出する必要はありますか。	児童養護施設等の施設に入所中の児童の児童手当は、施設設置者（里親含む）から施設所在地の市町村に申請して頂き、施設設置者に支給することになりますので、父母等が申請する必要はありません。ただし、一時入所などの場合には、父母等が受給できる場合がありますので、申請をお願いします。
11	高校生年代のこどものみを養育しています。県外の高校に通うため、須賀川市を転出していますが、申請書は届きますか。	高校生年代の児童のみを養育し、須賀川市に対象児童の児童手当を受給記録がある場合には、申請書を送付します。受給記録がない場合は、対象児童が須賀川市に住民登録があれば制度の案内のみを送付します。
12	大学生のこども1人と高校生年代のこども1人がいます。養育しているこどもはこの2人ですが、大学生年代のこどもがいる場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となりますか。	「監護相当・生計費の負担についての確認書」は、大学生年代のこどもを含め、3人以上の児童を養育している場合に加算を受けるための書類となります。このため、養育している児童が2人の場合は、提出する必要はありません。
13	大学4年生のこども（23歳）を養育していますが、こどもの数のカウント対象となりますか。	こどもの数のカウント対象となる大学生年代の方は、年度末（3月31日）での年齢が19歳～22歳のこどもとなるため、大学生であっても、23歳の方は対象外となります。
14	就職して別居しているこども（20歳）と、高校生（17歳）、中学生、小学生がいます。就職しているこどもも、「こどもの数のカウント対象」に含めることができますか。またカウント対象に出来た場合、支給額（月額）はいくらになりますか。	就職して別居している児童であっても、大学生年代のこどもであっても、生活費などの経済的な負担と定期的な連絡・面会等がある場合には、「こどもの数のカウント対象」とすることができます。大学生年代以下の児童を3人以上養育している場合には、加算を受けることができます。なお、加算を受けることが出来た場合の支給月額は、年齢が上の児童から0円、1万円、3万円、3万円となり、月額は7万円となります。

NO	質問	回答
15	<p>婚姻して別居しているこども（20歳）と高校生年代、中学生のこどもがいます。この場合でも「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出すれば、手当額の加算を受けることは出来ますか。また婚姻して別居している子どもにこどもがいる場合でも加算を受けることは出来ますか。</p>	<p>婚姻して別居している児童であっても、大学生年代の方（年度末年齢が19歳～22歳）であって、生活費などの経済的な負担と定期的な連絡・面会等がある場合には、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出すれば「こどもの数のカウント対象」となり、手当額の加算を受けることが出来ます。なお、大学生年代の方にこどもがいる場合でも同様です。</p>
16	<p>こどもが短期大学に令和8年3月まで進学予定です。令和8年3月に「監護相当・生計費の負担についての確認書」を再度提出する必要がありますか。</p>	<p>卒業前に、受給者の方に「監護相当・生計費の負担についての確認書」をお送りします。卒業後も監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、生計費の相当部分の負担をしている事実があれば、再提出をしてください。提出がないと、「こどもの数のカウント対象」にはなりません。なお、高等専門学校、専門学校など、こどもが22歳になる前に卒業・修了となる学校に在学されている場合は、同様に再提出が必要となります。</p>
17	<p>「配偶者のこども」を含め、大学生年代以下のこどもを3人養育しています。「配偶者の子」を養子縁組をする予定はありませんが、この場合はこどもの数のカウント対象にはなりませんか。</p>	<p>「配偶者のこども」が大学生年代に当たる場合は、申請者（受給者）が実子と全く同様に養育し、その生計費を負担している場合に、将来的な養子縁組の意思がない場合でも、こどもの数のカウント対象とすることができます。</p> <p>また、「配偶者のこども」が高校生年代以下の場合は、将来的に養子縁組をする意思があり（届出をして受理される条件が整っていることが必要です）、実子と全く同様に養育し、その生計費を負担している場合には、こどもの数のカウント対象とすることができます。</p>
18	<p>現在、中学生以下のこどもの児童手当を須賀川市から受給していますが、高校生のこどもを養育しています。制度改正に伴い手続きは必要ですか。</p>	<p>現在、須賀川市から児童手当等を受給されている方には、制度改正のお知らせを送付しますが、制度改正にあたって原則手続きは不要です。須賀川市に受給記録のある高校生年代の児童の増額に係る手続きは市で行います。</p> <p>なお、須賀川市に受給記録のない高校生年代の児童を養育されている場合や、大学生年代のこどもを養育されていて、その大学生年代のこどもを含めて3人以上の児童を養育されている方は手続きが必要です。</p>